

これからの子宮がん検診のあり方

鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会子宮がん部会
鳥取県健康対策協議会子宮がん対策専門委員会

■ 日 時 平成25年8月29日（木） 午後1時30分～午後2時30分

■ 場 所 テレビ会議 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
鳥取県中部医師会館 倉吉市旭田町
鳥取県西部医師会館 米子市久米町

■ 出席者 30人

〈鳥取県健康会館〉

魚谷会長、皆川委員長、岡田・清水・瀬川・田中・富山・長井・細川各委員
オブザーバー：尾室鳥取市保健師、藤原智頭町保健師

県健康政策課がん・生活習慣病対策室：下田課長補佐、山根係長、狩野主事
健対協事務局：谷口局長、岩垣係長、田中主任

〈鳥取県中部医師会館〉

井奥・大野原各委員

オブザーバー：酒井倉吉市保健師、松原三朝町副主幹

〈鳥取県西部医師会館〉

原田部会長、板持・作野・中曽・長田・長谷川各委員

オブザーバー：廣田米子市保健師、岸岡境港市保健師、生田保健師

【概要】

・国は、平成25年4月より小学6年～高校1年の女子を対象に子宮頸がん予防ワクチンを定期接種することとしていたが、副作用を訴える人が相次いだため、6月14日、一時的に接種の推奨を控える方針を決めた。接種は中止しないものの、自治体に対し、対象者に個別の案内を出さないよう勧告し

た。

・平成25年度から細胞診の液状化検体法を導入したところは12市町村で、7町村は直接塗抹法であった。鳥取県保健事業団提供データによると、液状化検体法を導入されたところの判定不能割合は有意に減少している。

・県健康政策課が、市町村に対しHPV併用

検査の導入状況について調査を行ったところ、平成25年7月より、鳥取市は国庫補助事業で行い、米子市は単市事業で鳥取大学医学部附属病院がんセンターの臨床試験に協力する形で行う。岩美町と日野町は、現在、導入に向けて検討中である。

挨拶（要旨）

〈魚谷会長〉

6月29日より健対協の会長へ就任した。皆様には、日頃から健対協事業にご尽力頂き、深謝致します。今年度から、子宮がん部会長に原田先生、子宮がん対策専門委員会委員長に皆川先生に新しく就任して頂きました。報告事項、協議事項に沿ってご審議をお願いします。

〈原田部会長〉

紀川先生の後任として、部会長に就任することとなりました。よろしくお願いします。

積極的なご意見、ご討議をお願いします。

〈皆川委員長〉

今年度より専門委員長に就任致しました。よろしくお願いします。長らく委員として、この委員会に携わってきましたので、委員会の意義は理解していると思います。ワクチン等問題点が多々ありますので、前向きな話し合いが出来るように進めたい。

報告事項

1. 子宮頸がん予防ワクチン接種勧奨に係る国の方針について：原田委員長

子宮頸がん予防ワクチンは平成22年に国の助成が始まり、予防接種法改正で平成25年4月より小学6年～高校1年の女子を対象に定期接種することとなっていたが、ワクチンの接種後に長期的な痛みやしびれを訴える人が相次いでいるため、厚生労働省は6月14日、一時的に接種の勧奨を控え

る方針を決めた。接種は中止しないものの、自治体に対し、対象者に個別の案内を出さないよう勧告した。法により自治体を実施している定期接種のワクチンで推奨を控えるのは異例のことである。

県には、現在のところ、副作用の報告は挙がっていない。委員からは、国の方針により、3回目予防ワクチン接種を取りやめた人がある。また、予防ワクチン接種を受ける人は少ないという話があった。市町村には予防ワクチン接種を受けた方がいいのか等の問合せがあるが、説明に困っているという話もあった。

2. 液状検体法（LBC）の導入状況について：

下田県健康政策課がん・生活習慣病対策室課長補佐

昨年度、本会において、細胞診の判定不能の1層の改善策について協議した結果、液状検体法（LBC）の導入という方向性が示された。これを受けて、健対協では平成25年1月11日付けで、市町村が実施する子宮がん検診における液状検体細胞診を推奨する旨、市町村長あてに通知を行った。

県健康政策課が市町村における液状検体法の導入状況を調査したところ、平成25年度から液状化検体法を導入したところは12市町村で、西部の7町村は直接塗抹法であった。

また、鳥取県保健事業団提供データによると、平成24年度の医療機関検診は直接塗抹法で、検査実績数18,763件のうち、判定不能数908件、判定不能割合は4.84%であった。

平成25年4月～7月の集計によると、液状化検体法の検査実績数2,568件で、そのうち、判定不能数3件、判定不能割合は0.12%、直接塗抹法の検査実績数636件で、そのうち、判定不能数33件、判定不能割合は5.19%であった。液状化検体法を導入されたところの判定不能割合は有意に減少している。

平成25年度において、直接塗抹法で実施してい

る7町村については、健対協会長、部会長、専門委員長の連名で、鳥取県保健事業団提供データ結果を付けて、液状検体法の導入を推奨する文書を出すこととなった。また、町が液状検体法の導入を一次検診医療機関にお願いしても、医療機関の理解が得られなかったという話があり、医療機関については、中曾委員より、鳥取県産科婦人科医学会を通じて、導入に向けて働きかけていくこととすると話があった。

3) HPV併用検査の導入状況について：

下田県健康政策課がん・生活習慣病対策室課長補佐

本邦におけるHPV併用検査の有効性等の知見を収集することを目的とした調査研究事業（補助事業）として、30歳、35歳、40歳の女性を対象とした子宮がん検診におけるHPV併用検査を行うことし、この事業に参加する市町村の募集を行った。県内でも、この募集に応募した市町村があったが、審査の結果、鳥取市が補助対象の条件が満たされていると判断され、国庫補助事業でHPV併用検査を導入することとなった。

このような状況の中、県健康政策課は、市町村に対しHPV併用検査の導入状況について調査を行ったところ、平成25年7月より、鳥取市は国庫補助事業で行い、米子市は単市事業で鳥取大学医学部附属病院がんセンターの臨床試験に協力する形で行う。岩美町と日野町は、現在、導入に向けて検討中である。

○鳥取市

(1) 目的：HPV検査を併用することにより、より早期にがんを発見し、がんによる死亡率の減少を図る。魅力のある検診内容とすることで、罹患率の高い30歳代の受診率向上を図る。

(2) 対象者：30歳、35歳、40歳の3年齢で受検者は約1,500人を想定

(3) 実施区分：集団検診、医療機関の両方

(4) 自己負担額：なし

(5) 検査法：インベータ法

(6) 細胞診マイナス、HPVプラスだった場合の対応：

1年後の細胞診検査の受診を勧奨（鳥取市の受診勧奨は、一部を除き、2年に1回が基本であるが、該当者には1年後の受診を勧奨）

来年度以降の実施については、検討中である。

○米子市

(1) 目的：鳥取大学医学部附属病院がんセンターの臨床試験に協力することで、より正確に、より早期に子宮頸部がんリスクを発見出来る。また、併用検診の実施により受診率の向上を期待。

(2) 対象者：20歳～49歳で受検者は約3,000人を想定

(3) 実施区分：医療機関のみ

(4) 自己負担額：なし

(5) 検査法：コバス法（4,800HPVテスト）

(6) 細胞診マイナス、HPVプラスだった場合の対応：

再検査として、6か月後の細胞診検査（保険診療）の受診を勧奨。

5年間実施予定。

米子市では、細胞診マイナス、HPVプラスの場合、6か月後の細胞診検査（保険診療）の受診を勧奨することとされている。「日本産婦人科医学会におけるリコメンデーションでは、20歳代は陽性率が高いことから、HPV併用検査の導入は推奨しないとされている中、米子市は20歳代も対象者としている。20歳代を対象とすると、保険診療による検査が相当増えるのではないか。」という質問があった。これについて、板持委員より、子宮頸がん予防ワクチン接種の効果をみるることか

ら、対象者としたなどという説明があった。

協議事項

1. 子宮がん検診従事者講習会及び症例検討会について

西部地区で平成26年2月16日（日）に開催することとなった。

2. その他

（1）子宮がん検診精密検査登録医療機関について、登録基準の検討をして頂きたいという意見があり、今後、検討することとなった。

（2）医療機関検診の細胞診判定は、鳥取県保健事業団に委託され、健対協「子宮がん検診細胞診委員会」が判定を行っているが、富山委員より、現在の業務の流れでは、医療機関検診分の精密検査結果が「子宮がん検診細胞診委員会」には報告されていないため技術向上にフィードバックされていない。医療機関検診分の精密検査の結果を「子宮がん検診細胞診委員会」に、フィードバックする仕組みを検討して頂きたいと話があった。富山委員が具体的なたたき台を考え、次回の会議で検討することとなった。